

## カード規定等 新旧対照表（北海道版）

(改 正 後)	(改 正 前)
<p><b>J Aカード（一体型）規定</b></p>	<p><b>J Aカード（一体型）規定</b></p>
<p>1～3 （省略）</p> <p>4.（有効期限）</p> <p>    (1)～(2) （省略）</p> <p>    (3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「ICカード規定」により発行されるICキャッシュカード（以下、「ICキャッシュカード」といいます。）<u>（削除）</u>を発行し貸与するものとします。</p> <p>    (4)～(5) （省略）</p> <p>5～6 （省略）</p> <p>7.（J Aカード（一体型）の機能分離等）</p> <p>    (1) （省略）</p> <p>        ① J Aカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ICキャッシュカード<u>（削除）</u>と「<u>NICOSカード会員規約、J Aカード会員特約、J Aカード「個人情報の取扱いに関する特約」、ロードアシスタンスサービス規定</u>」により定められたクレジットカード機能のみを有するJ Aカード（以下、「J Aカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合</p> <p>        ②～⑦ （省略）</p> <p>    (2) （省略）</p> <p>    (3) 第1項のうち、①、③、⑤、⑥については、ICキャッシュカード<u>（削除）</u>を発行し貸与するものとします。</p> <p>    (4) （省略）</p> <p>8. （省略）</p> <p>9.（クレジットカード機能の利用停止等と返却）</p> <p>    (1) （省略）</p>	<p>1～3 （同左）</p> <p>4.（有効期限）</p> <p>    (1)～(2) （同左）</p> <p>    (3) 当社がクレジットカード機能の提供を承認しなかった場合には、当組合が「ICカード規定」により発行されるICキャッシュカード（以下、「ICキャッシュカード」といいます。）<u>またはICチップを搭載していないキャッシュカード</u>を発行し貸与するものとします。</p> <p>    (4)～(5) （同左）</p> <p>5～6 （同左）</p> <p>7.（J Aカード（一体型）の機能分離等）</p> <p>    (1) （同左）</p> <p>        ① J Aカード（一体型）のICキャッシュカード機能とクレジットカード機能を分離し、ICキャッシュカード<u>またはICチップを搭載していないキャッシュカード</u>と「<u>J Aカード会員規約</u>」により定められたクレジットカード機能のみを有するJ Aカード（以下、「J Aカード」といいます。）それぞれの発行を希望する場合</p> <p>        ②～⑦ （同左）</p> <p>    (2) （同左）</p> <p>    (3) 第1項のうち、①、③、⑤、⑥については、ICキャッシュカード<u>またはICチップを搭載していないキャッシュカード</u>を発行し貸与するものとします。</p> <p>    (4) （同左）</p> <p>8. （同左）</p> <p>9.（クレジットカード機能の利用停止等と返却）</p> <p>    (1) （同左）</p>

## カード規定等 新旧対照表（北海道版）

<p>(2) 当社が第1項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者はJ Aカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、J Aカード（一体型）を当社に返却後に、当組合はI Cキャッシュカード <u>（削除）</u> 等当組合所定のカードを発行し貸与するものとしします。</p> <p>(3) 第2項の場合、新たにI Cキャッシュカード <u>（削除）</u> が交付されるまでの間、利用者はI Cキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとしします。</p> <p>(4) （省略）</p> <p>10. （省略）</p> <p>11. （店舗統廃合）</p> <p>(1) 当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たにJ Aカード（一体型）もしくはI Cキャッシュカード <u>（削除）</u>（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。</p> <p>(2)～(3) （省略）</p> <p>12～13 （省略）</p> <p>14. 「本規定」の<u>変更</u></p> <p><u>（1）本規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、本規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとしします。</u></p> <p><u>（2）前項による本規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとしします。</u></p> <p style="text-align: right;">以上 <u>（令和2年4月1日現在）</u></p>	<p>(2) 当社が第1項により会員資格の取り消しを行った場合には、利用者はJ Aカード（一体型）をただちに当社の指示する方法に従い当社に返却するものとし、J Aカード（一体型）を当社に返却後に、当組合はI Cキャッシュカード <u>またはI Cチップを搭載していないキャッシュカード</u> 等当組合所定のカードを発行し貸与するものとしします。</p> <p>(3) 第2項の場合、新たにI Cキャッシュカード <u>またはI Cチップを搭載していないキャッシュカード</u> が交付されるまでの間、利用者はI Cキャッシュカード機能を利用できなくなりますが、これに伴う不利益・損害等については、当組合および当社は責任を負わないものとしします。</p> <p>(4) （同左）</p> <p>10. （同左）</p> <p>11. （店舗統廃合）</p> <p>(1) 当組合が店舗統廃合を行った場合には、新たにJ Aカード（一体型）もしくはI Cキャッシュカード <u>またはI Cチップを搭載していないキャッシュカード</u>（以下、「店舗統廃合に伴う新カード」といいます。）を発行し貸与することがあります。</p> <p>(2)～(3) （同左）</p> <p>12～13 （同左）</p> <p>14. 「本規定」の<u>改定</u></p> <p><u>「本規定」が改定され、その改定内容を当組合および当社の所定の方法により、利用者に通知された後に、当該利用者がJ Aカード（一体型）を利用した時は、当該利用者はその改定を承認したものとみなします。</u></p> <p style="text-align: right;"><u>（追加）</u> 以上 <u>（追加）</u></p>
---	---

# カード規定等 新旧対照表（北海道版）